公立大学法人福山市立大学運転監視業務委託　特記仕様書

業務場所　福山市港町二丁目１９番１号及び東川口町一丁目１番３３号
施設名称　・福山市立大学港町キャンパス（以下「港町キャンパス」という。）（福山市港町二丁目１９番１号）
　　　　　・小松安弘記念館（以下「記念館」という。））（東川口町一丁目１番３３号）

Ⅰ　運転監視業務

１　目的

公立大学法人福山市立大学（以下「法人」という。）に設置された防災設備、電気設備、冷暖房・換気設備、給排衛生設備及びガス設備を含む法人全体の安全かつ効果的な運転操作、監視を行うため、また、災害時における防災の中枢機構として一連の災害活動を適切、効率的に行えるよう、各機器の機能及び施設の状態を常に最良の状態に保つと共に故障の予防に努める。万一異常を発見し、又は異常を予測した場合には、適切な処置をとり各設備の有機的な連携維持管理を通じ、耐久性の維持及び省エネルギー化に努めることを目的とする。

２　建物及び設備機器の概要

別紙のとおり

３　一般的事項

本仕様書は、監視業務の大綱を示すものであって、本書に明記されていない業務であっても、発注者が必要と認めた業務は、その指示により実施するものとする。

（１）受注者は、目的に沿うよう年間及び月間の保守整備計画を立案し、確実に実施するものとし、エネルギーの無駄を省き、常に節約に努める。
（２）竣工図書類、官公庁関係提出書類及び法的に必要な測定、点検記録簿等は、常に整理するとともに法に基づく書類の届け出、報告の代理若しくは事務の代行を行う。
（３）各機器の点検記録簿及び設備保守日報等を毎日提出、報告を行う。
（４）設備機器台帳を作成し、改修、取替、オーバーホールや故障の内容の原因等を記録しておく。
（５）予備品、在庫品、保守工具は常に整理し、何時でも必要なものが使えるように管理しておく。
（６）受注者は所定の制服、名札を着用し、言語、動作に注意し、常に清潔に努め来学者に不快の念を与えない。
（７）運転監視業務に従事する設備要員の配置にあたっては、経験豊かで有能な技術者を選定し、実務経験３年以上を有する者とし、経歴書を発注者に提出し、承認を得なければならない。
（８）業務を統括するため、設備要員の中から統括責任者を選任し、運転監視業務の統括及び指揮監督する。
（９）防災センター、設備機械室等の内部には、関係者以外の入室は禁ずる。ただし、発注者が承認した者はその限りではない。
（10）発注者は受注者に対し、運転監視業務上、契約書及び本仕様書に適合しないと認めたときは、

その業務の内容変更又は手直しを命ずることが出来る。

(11) 受注者及び設備要員は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(12) 法人設備機器、備品その他の破損及び異常を発見したときは、直ちに発注者に報告しその指示を受ける。

(13) 電気、機械等の設備関係の保守範囲は、本仕様書に示すとおりとするが、他の保守業者との関連部分は、発注者の指示により関係者が協力して諸設備が正常に稼働するよう常に留意する。

(14) 保守点検に必要な測定器、工具、事務用品、薬品類、保守用物品（グリス、ウエス）については設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。

(15) 保守点検後の使用済フィルター・バッテリー等については、受注者の責任において適切に処理する。

(16) 業務遂行上に生じた事故の責任は、すべて受注者に帰し、これに要する費用すべて受注者の負担とする。

(17) （港町キャンパスのみ）省エネルギーを図る運転が出来るよう、その効果が中央監視設備で、データで現すことが可能となっており、定期的な報告を発注者に行う。

(18) 受注者が変更する場合、発注者若しくは次の受注者が求める作業等の内容、業務に関するデータや関連資料等の引き継ぎを、誠実かつ速やかに行う。

(19) 建築基準法第１２条第２項（建築物）及び第４項（昇降機以外の建築設備）法令点検業務
建築基準法第１２条第２項及び第４項の点検について、法令に基づき必要とされる点検資格を有する者が点検を行い、本市指定様式にて毎年１回点検結果を報告するものとする。ただし、打診による外壁点検などは記入を省くことができるものとする。

４　委託業務の内容

（１）保安業務

ア　中央監視盤の監視及び制御

イ　設備要員は、平素から現場の実態を充分に把握し、業務遂行に当たっては各種設備の経済的運用並びに事故の未然防止に努める。

ウ　施設内の火災及び管理設備物件に事故が発生した場合、また、発生する恐れのある場合には直ちに現場に急行し、緊急適切な処置をとるとともに直ちに発注者へ連絡し、その指示を受けること。また、停電の場合には直ちに関係諸設備機器に被害を及ぼさないよう充分な注意を持って適切な処置をとる。

エ　感電等重大な事故が発生していると考えられる場合の遮断器開閉器の操作は特に敏速適切な処理をとる。

オ　台風、地震、その他気象変化の場合で災害の恐れが考えられるときは、巡回監視を厳重に行い、発注者の指示に従い災害防止に努める。

（２）管理業務

ア　運転時間の最適化、電力使用の合理的な省エネルギーを図るための方策を研究し、諸設備が最も有効に稼働するように常に心がける。

イ　設備を変更する必要のある場合の諸資料の作成、期間統計表の作成並びに別途保守契約する場合の工事及び修理に要する資料の作成を行う。

ウ　監督官庁の検査並びに別途保守契約による業務及び修理には、責任者が手配及び立会いを行う。

エ　業務報告及び関係書類の整備と保管

業務に関する事項及び毎日の業務状況についての所定事項を日報及び記録書に整理し、原則として翌日に発注者の承認を得て厳重に保管するとともに、必要事項については、これを発注者に提出しなければならない。

（ア）設備運転保守日報
（イ）空調温度日誌
（ウ）（港町キャンパスのみ）太陽光発電記録（日報・月報）
（エ）使用エネルギーの石油換算表（月報・年報）
（オ）受変電日誌
（カ）ポンプ・電動機点検記録
（キ）冷暖房機・換気設備点検記録
（ク）分電盤、操作盤点検記録
（ケ）メーター検針簿及び検針記録
（コ）設備機器台帳
（サ）年間、月間作業実施計画
（シ）その他の法令上必要な日報、日誌記録簿
（ス）出勤簿
（セ）各種機器試運転表及び取扱説明書
（ソ）設備図面一式
（タ）測定器、工具及び備品
（チ）設備機器等のメーカー保守
（ツ）建築基準法第１２条に基づく定期点検報告書（外壁点検を除く）

（３）運転監視業務

機器の負荷の変動、利用状況を定期的に監視し、必要に応じ機器のコントロールを行い、消費電力及び燃料の軽減に努める。

また､保守については､機器の状態を常時良好に保持し､常時使用に支障を来たさぬように点検、手入れ、予防保全作業を定期あるいは随時に行うものとする。

ア　一般事項

（ア）各設備の監視盤の装置が正常に作動し規定値を保持しているか常に点検し、記録をする。異常があるときは直ちに発注者に報告するとともに、当座の処置をとる。

（イ）各設備機器の異常等発見した場合、又は、定期的な点検の中でベルト張り・交換、グリスアップ、取替、パッキン交換、漏水補修及び塗装（軽微）を行う。

（ウ）各自動制御機器の作動値の変更は発注者の指示及び協議により行い、記録に留める。

（エ）　発注者が指示する事項については、機器の能力を把握したうえで敏速な処理をする。また、運転保守の中で各設備の工事及び修理が必要と判断したときは、その理由を発注者に報告する。

（4）設備点検業務

ア　電気設備、機械設備点検

電気設備、機械設備の点検及び点検周期の目処については、建築保全業務共通仕様書に基づき行う。変更があれば発注者（施設管理者）の承認を得て実施する。

イ　建築設備点検

（ア）点検内容

a　屋根仕上材及び防水の異常を点検し、発注者に報告する。

b　樋、ドレン等の排水状況を点検し、堆積物及びゴミがある場合は取り除く。

c　雨水枡、各出入口マット、ドレンまわり及び排水溝の堆積物等の有無を点検し、ある場合は取り除く。

d　ブラインド、建具の締め付け金物等のゆるみ、蛍光灯・LED 灯等の球替え、漏水、排水管の詰り、補修等軽微な修繕は可能な限り行う。また、異常があれば発注者に状況を報告する。

e　その他、建物内、敷地内の建築施設に異常がある場合は発注者に状況を報告する。

（イ）点検周期

点検周期は２ヶ月に１回程度とする。

（5）　建築施設運転操作・監視業務

ア 業務管理

（ア）各建築施設運転操作、監視業務は発注者の指示により行う。

（イ）(港町キャンパスのみ) 点検時等、長時間防災センターを空けるときは、発注者に連絡し緊急対応ができるようにする。又は相応の人員配置で対応する。

イ 運転操作、監視業務内容

（ア）本施設に係る諸設備等の業務外の保守業務に対しても、その業務を把握し適切な管理を行うために監視、確認をし、発注者に報告する。

（6）(港町キャンパスのみ) ビル管理法に基づく環境衛生管理業務

ア 業務管理

（ア）管理業務の計画立案を行う。

（イ）管理業務の指揮監督を行う。

（ウ）管理基準に関する測定検査の実施とその結果に基づく処理を行う。

（エ）環境衛生上の維持管理に必要な各種調査（害虫、清掃等）の実施とその結果の評価を行う。

イ 報告

管理業務の計画から実施、評価までその都度発注者に報告し、承認を得る。

5　業務要員数及び資格等について

（1）要員数及び勤務時間

ア　要員数は本仕様書に示す委託業務を支障なく遂行する人員とすること。なお、施設名、時間、休日は次のとおりである。

施　設　名	時　間	休　日
	授業時間	夏季、冬季、春季休暇

港町キャンパス 記念館内	月～金　　　9:00～18:00 週２日　　　9:00～19:40 土、週２日　9:00～12:10	日曜日、祝日法に定める休日（一部利用有） 全館休館　12/29～1/3（6日間）
港町キャンパス内 記念館内 附属図書館	月～金　　　8:45～21:00 月～金　　　8:45～17:00 （長期休業期間中） 土　　　　　8:45～17:00	日曜日、祝日法に定める休日、休館日

イ　配置人員は本仕様書に示す業務委託を支障なく遂行できるように、また法令等に適合するよう配置する。

ウ　勤務日数、勤務時間は次のとおりとする。

（ア）勤務日数　　年間３５９日（毎年１２月２９日～翌年１月３日－６日間休み）

（イ）勤務時間　　午前８時から午後１０時まで

ただし、入学試験日の年間７日は、午前７時から午後１０時までとする。

エ　休暇等により要員を欠く場合は、本業務に精通した人員により業務に支障がないよう不足要員を補充すること。また、発注者が都合により必要と認めた場合は、発注者の指示により勤務時間の変更（早出延長）、あるいは休日等出勤するものとする。この場合の時間外勤務手当等は、契約金額に含むものとする。

（２）資格（重複して所有することを妨げないものとする）

ア　建築物環境衛生管理技術者（資格者として専任する－官公庁の届出を含む）

イ　電気工事士（第１種電気工事士、第２種電気工事士）程度の技量を有する者

ウ　消防設備士（乙４類）程度の技量を有する者

エ　パソコン操作がスムーズに行える者

6　委託期間

委託期間は、2026年（令和８年）4月1日から2029年（令和11年）3月31日までとする。

Ⅱ　定期点検保守管理業務

１　目的

法人の維持管理に関して、「３　定期点検保守管理内容」に示す業務を実施し、常に環境衛生上良好な状態を維持することを目的とする。

また、法人に設置している「３　定期点検保守管理内容」に示す設備機器の保守点検（法令で定める場合には当該法令の定める事項を満たす）を実施し、常に機器を良好な運転状態に保つことを目的とする。

２　一般的事項

（１）本仕様書は、「３　定期点検保守管理内容」に示す業務及び設備機器の定期点検保守業務の大綱を示すものであって、それぞれの業務の一般的事項に準ずる。

（２）受注者は定期保守点検を実施する前に、業務責任者を定め、定期保守点検実施者、実施体制、実施工程、業務を行うものが有する資格等の業務を適性に実施するために必要な事項を記載した業務計画を提出し、発注者と協議し、承諾後、実施するものとする。また、業務担当者の安全衛生に関する管理は、業務責任者が責任者となり、関係法令に従って行う。

（３）定期点検及び保守、運転等の作業にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。点検及び保守運転等の作業を行う場合、若しくはその周辺に第三者が存する場合、又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を発注者に報告の上、当該措置を講じ事故発生を未然に防止する。

（４）受注者は、定期保守点検の実施にあたって、常に設備の保全に努め、設備点検の結果、異常が判明したときは、速やかに発注者に報告し指示に従うものとする。

（５）受注者は、定期保守点検結果の状態報告等、直ちに発注者へ報告するものとし、点検業務報告書を作成し速やかに発注者へ提出する。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出する。

（６）受注者は、保守点検の実施にあたり、設備備品等その他の造営物をき損した場合は、発注者に報告すると共に速やかに原形に復帰しなければならない。

（７）「３　定期点検保守管理内容」に示す定期点検保守機器の故障時等の緊急修理、調整作業は、全て本委託業務に含むものとする。

（８）定期保守点検に必要な測定器、工具、事務用品、薬品類、保守用物品（グリス、ウエス）については、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。

（９）定期保守点検に必要な電力、水、ガス及び故障発生、点検中に発見された不具合に伴う調査費、修理費、部品費は発注者の負担とする。

(10) この仕様書に明記なき事項、又は質疑を生じた事項は、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

(11) 定期点検保守管理内容一覧

ア　（港町キャンパスのみ）室内空気環境測定業務

イ　（港町キャンパスのみ）飲料水水質管理業務

ウ　（港町キャンパスのみ）雑用水水質管理業務

エ　（港町キャンパスのみ）受水槽・雑用水槽清掃業務

オ　防犯設備保守点検業務

カ　消防用設備保守点検業務

キ　防火設備等保守点検業務

ク　全熱交換器定期保守点検業務（フィルター清掃２回/年）

ケ　電気式ヒートポンプエアコン設備定期保守点検業務（フィルター清掃２回/年）

コ　フード・ファン設備定期保守点検業務

サ　（港町キャンパスのみ）ガスヒートポンプエアコン設備定期保守点検業務

（ア）　室内機定期保守点検業務（フィルター清掃、加湿器点検２回/年）

シ　（港町キャンパスのみ）ガスヒートポンプ空調機定期保守点検業務

ス　（港町キャンパスのみ）加圧給水ポンプ定期保守点検業務

セ　自動ドア定期保守点検業務

ソ　（港町キャンパスのみ）小荷物専用昇降機定期保守点検業務

タ　害虫調査業務

３　定期点検保守管理内容

（１）（港町キャンパスのみ）室内空気環境測定業務

ア 一般的事項

法人の室内空気環境測定は、建築物環境衛生管理基準（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第２条並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第３条及び第３条の２）に準じて実施し、建物の室内空気環境の状況を把握するとともに常に衛生的管理を推進するものである。

イ 測定方法

室内等について空調機ゾーン、各階ごとに居室の適切な位置を選定し、測定位置は床上７５ｃｍ～１５０㎝ の間で必ず一定した高さで測定し、外気取り入れ口付近及び１階出入り口付近で測定する。

ウ 測定周期

表中１から６までの測定項目については、測定間隔は２ヶ月以内に１回、定期的に行うものとし、測定回数は項目毎に１日２回（午前、午後）実施する。

表中７の測定項目については、特定建築物の大規模の修繕、又は模様替（以下「建築等」という。）を行ったとき、当該建築等を行った階層の居室において、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定期間（６月１日から９月３０日までの間）中に１回実施する。

エ　測定箇所

測定箇所は諸室の用途・規模、空調の方式や系統、居室のレイアウト等を考慮したうえで、建築物全体の空気環境が十分に把握できるよう、建築物の使用実態に応じた選定をする。

オ　測定を行う者の資格

測定を行う者は、施行規則第２６条第２項に定める空気環境測定実施者とする。

カ　測定結果の報告

測定結果は速やかに発注者に報告する。測定の結果管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、発注者に報告する。

キ　測定点数

３８ポイント（外部２ポイントを含む）

ク　測定項目及び機器は次のとおりとする。

測 定 項 目	測 定 機 器 等	管 理 基 準
1　浮遊粉塵の量	グラスファイバーろ紙（0.3μm のステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器。	空気 1 ㎥につき 0.15mg 以下
2　一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	100 万分の 6 以下
3　炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	100 万分の 1000 以下
4　温　度	0.5 度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	18 度以上 28 度以下 居室における温度を外気の温度により低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5　相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	40%以上 70%以下
6　気　流	0.2m/ s 以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	0.5m/ s 以下
7 ホルムアルデヒドの量	2･4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1･2･4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器	0.1mg/㎥　以下

（注）①表中１、２、３に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、一日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、午前、午後の２時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

②表中４、５、６に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の数値とする。

（２）（港町キャンパスのみ）飲料水水質管理業務

ア　一般的事項

建築物環境衛生管理基準（施行規則第４条）に基づき、法人の飲料水及び給湯水の水質検査の大綱を示すものであり、本仕様書に明記されていない業務であっても発注者が必要と認めた業務はその指示により委託金額の範囲内で誠実に実施するものとする。

イ　検査対象

水道水及び給湯水の水質検査

ウ　検査項目

特定建築物における飲料水及び給湯水の水質検査

エ　検査方法

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第４条第２項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）に定める検査方法または上水試験方法（日本水道協会編）

検査項目		適合基準	検査頻度
省略不可項目	一般細菌	100/mℓ以下	6ヶ月に1回 ※省略可能項目は、適合した場合には次回に限り省略可能
	大腸菌	検出されないこと	
	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	
	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	
	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
	味	異常でないこと	
	臭気	異常でないこと	
	色度	5 度以下	
	濁度	2 度以下	
金属等項目※1	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	
	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	
	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	
	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	
消毒副生成物項目	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1年に1回（6/1～9/30）
	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	
	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	
	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	
	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	
	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	
	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	
	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	

	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	
	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	
	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	
	遊離残留塩素	0.1mg/ℓ以上	7日以内ごとに定点測定

オ　採水日

９月及び３月で発注者の指示する日

カ　検査回数

次に掲げるものについて所定の回数

（３）（港町キャンパスのみ）雑用水水質管理業務

ア　遊離残留塩素の含有検査

７日以内ごとに１回定期的に実施する。

イ　水質検査

pH、臭気、外観は７日以内ごとに１回。大腸菌、濁度は２ヶ月以内に１回定期的に実施する。

（４）（港町キャンパスのみ）受水槽・雑用水槽清掃業務

ア　一般的事項

建築物環境衛生管理基準（施行規則第４条及び第４条の２）に基づき衛生的環境を維持するため定期的に点検及び清掃を行うものとする。

イ　清掃保守機器

上水受水槽（加圧給水式）　４０㎥　年に１回

雑用水受水槽（加圧給水式）
- 沈砂槽３２㎥　年に１回
- 沈殿槽３２㎥　年に１回
- 雑用水槽７０㎥　年に１回

ウ　清掃保守業務内容

（ア）清掃作業

a 水槽内の沈澱物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着して物質を除去し洗浄する。
壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行う。

b 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。

c 清掃終了後、水道引込管の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにする。

（イ）消毒

a 清掃終了後、塩素剤を用いて２回以上水槽内の消毒を行う。

b 消毒薬は有効塩素５０～１００pp の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。

c 消毒は水槽内の全壁面、床及び天井の下面について高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。

d 消毒に用いた塩素剤及び消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。

e 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

（ウ）水張り

消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも３０分以上経過して

から行う。

（エ）汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、下水道法（昭和３４年法律第７９号）等の規定に基づき、適切に処理する。

（オ）水質検査及び残留塩素の測定

水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について下表の測定を行う。

厚生労働省告示第１１７号第５の４（平成１４年3月２６日）による基準値

項　目	基　準	検査又は測定方法
色　　度	５度以下	水質基準に関する省令に定める方法。又はこれと同等以上の精度を有する方法。
濁　　度	２度以下	
臭　気　・　味	異常でないこと	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 100 万分の 0.2 以上、結合残留塩素の場合は 100 万分の 1.5 以上	原則として DPD 法

（カ）その他注意事項

作業の実施前、実施後には写真撮影を行い、報告書とあわせて提出すること。

（５）防犯設備保守点検業務

ア　定期保守点検機器

（ア）港町キャンパス

- 電気錠制御盤（１５回線）　１台
- 電気錠設置扉　７箇所
- 防犯センサー制御盤　１台
- 防犯センサー
  - パッシブセンサーラウンド警戒用　４８個
  - パッシブセンサー面警戒型　２４個
  - パッシブセンサー立体警戒型　９個
- 防犯監視カメラ制御盤　２式
- 防犯・監視カメラ　１９箇所
- ハードディスクレコーダー　２台

（イ）記念館

- 電気錠制御盤（パソコン）　１台
- 電気錠設置扉　４箇所
- 防犯センサー制御盤　３台（うち１台は副制御盤）
- 防犯センサー　パッシブセンサーラウンド警戒用　２９個
- 防犯・監視カメラ　１７箇所

イ　定期保守点検回数

１回/年

ウ　定期保守点検内容

（ア）電気回路の点検（絶縁測定含）

（イ）インターロック回路等の制御状態確認調整

（ウ）運転電圧、電流の測定
（エ）扉側電気錠の動作確認、調整
（オ）映像調整及びカメラ動作確認、調整
（カ）総合点検調整
（キ）火災連動の確認、停電時の確認
（ク）その他必要な点検及び調整

（６）消防用設備保守点検業務

ア　定期保守点検機器

（ア）港町キャンパス

a 粉末消火器設備
b 屋内外消火栓設備
c 不活性ガス消火設備
d 自動火災報知設備
e ガス漏れ警報設備
f 非常放送設備
g 誘導灯設備
h 避難器具設備
i 防排煙設備
j 消防用水設備
k 連結送水管設備
l 非常照明設備

機器名称		種　別	数量	単位
a	粉末消火器設備			
	粉末消火器	車載式　50 型	2	本
		ABC 加圧式　10 型	106	本
b	屋内・外消火栓設備			
	加圧送水装置		1	組
	制御盤		1	面
	消火栓	屋内消火栓（起動用スイッチ共）	17	組
		屋外消火栓（起動用スイッチ共）	5	組
	水源	水源（貯水槽、給水装置、バルブなど）	1	組
	呼水装置		1	組
c	不活性ガス消火設備	仕様		
	貯蔵容器加圧容器	20.3 ㎥/83L 窒素ガス貯蔵容器	1	式
	起動装置	パッケージタイプ A 型　1 本		
	開閉装置	0.5 ㎥/5L 窒素ガス加圧容器　1 本		
	表示盤	附属設備　1 本		
	圧力スイッチ			
	電源装置　　等			

d　自動火災報知器設備			
複合型受信機	GR 型	1	台
副受信機	602 回線	1	台
熱感知器	差動式スポット	360	個
	定温式スポット	126	個
煙感知器	スポット型	38	個
	分離型	2	個
発信機		36	個
表示灯		48	個
非常放送連動装置		1	式
電源	常用・非常用電源	1	式
e　ガス漏警報設備			
ガス検知器		10	台
中継器		3	台
電源装置	常用・非常用電源	1	式
f　非常放送設備			
制御盤、操作盤	遠隔操作器	1	式
自火報設備連動		1	式
スピーカー回線		437	個
音量調整器		345	個
起動装置		1	個
電源	常用・非常用電源	1	組
g　誘導灯設備			
誘導灯	信号装置、フラッシュ、感知器等	124	灯
信号装置		1	台
フラッシュ感知器		13	各 13
電源	常用電源	1	台
			式
h　避難器具設備			
救助袋	地上階数 5 以下	5	組
	地上階数 6	1	組
i　防排煙設備（※）			
ダンパー	FD	375	個
	FD 以外	53	個
電源	常用・非常用電源	1	式
j　消防用水設備			
採水口		1	面
標識		1	個
k　連結送水管			

送水口・採水口 放水口		4 10	個所 個所
1　非常照明設備 非常照明		 339	 台

※防火設備点検業務に係る点検を含む。

（イ）記念館

a 粉末消火器設備

b 屋内消火栓設備

c 自動火災報知設備

d 誘導灯設備

e 非常照明設備

機器名称	種　別	数量	単位
a　粉末消火器設備 粉末消火器	 ABC 加圧式　10 型	 17	 本
b　屋内消火栓設備 加圧送水装置 制御盤 消火栓 水源 呼水装置	 屋内消火栓（起動用スイッチ共） 水源（貯水槽、給水装置、バルブなど） 	 1 1 8 1 1	 組 面 組 組 組
c　自動火災報知器設備 複合型受信機 副受信機 熱感知器 煙感知器 発信機 表示灯 電源 	 Ｐ型 50 回線 差動式スポット 定温式スポット スポット型 常用・非常用電源 	 1 1 86 8 14 8 8 1 1	 台 台 個 個 個 個 個 式 式
d　誘導灯設備 誘導灯 信号装置 フラッシュ感知器 電源	 信号装置、フラッシュ、感知器等 常用電源	 23 1 5 1	 灯 台 各 5 台 式
e　非常照明設備 非常照明		 56	 台

※防火設備点検業務に係る点検を含む。

イ　定期保守点検仕様

（ア）定期保守点検回数

a 外観機能点検　　１回/年

b 総合点検・外観機能点検　　１回/年

（イ）定期保守点検内容

消防法並びに同法施行規則及びこれに基づく消防庁告示に定めるところによるほか、「消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。

（７）防火設備等保守点検業務

ア　定期保守点検機器

（ア）港町キャンパス

機器名称	種　別	数量	単位
防火シャッター	手動式	2	枚
	自動式	2	枚
防火戸		28	個
電源	常用・非常用電源	1	式

※防火設備等の点検は関連する感知器及び連動制御盤の点検を含む。

（イ）記念館

機器名称	種　別	数量	単位
防火シャッター	電動式	8	枚
	鋼製ドア	10	個
防火戸	軽量鋼製ハンガードア	2	個
電源	常用・非常用電源	1	式

※防火設備等の点検は関連する感知器及び連動制御盤の点検を含む。

イ　定期保守点検仕様

（ア）定期保守点検回数

a 外観機能点検　　１回/年

b 総合点検・外観機能点検　　１回/年

（イ）提出する点検報告書

a 点検結果表

b 点検状況及び不具合の状況写真

（ウ）定期保守点検内容

建築基準法並びにその他関係法令の定めるところにより適正に行う。

（８）全熱交換器定期保守点検業務

ア　室内機フィルター清掃（２回/年）－港町キャンパス２４６台、記念館３８台

年間を通じて正常な稼働状態を維持するため、建築保全業務共通仕様書に基づき行い、発注者の了解の上、実施する。また、異常等発見した場合は、発注者に報告する。

（９）電気式ヒートポンプエアコン設備定期保守点検業務

ア　フィルター清掃（２回/年）シーズンイン点検－港町キャンパス１１３台、記念館６５台

年間を通じて正常な稼働状態を維持するため、建築保全業務共通仕様書に基づき行ない、発注者の了解の上、実施する。また、異常等発見した場合は発注者に報告する。

(10) フードファン設備定期保守点検業務（１回/年）－港町キャンパス３５台、記念館３５台

年間を通じて正常な稼働状態を維持するため、建築保全業務共通仕様書に基づき行ない、発注者の了解の上、実施する。また、異常等発見した場合は発注者に報告する。

(11)（港町キャンパスのみ）ガスヒートポンプエアコン設備定期保守点検業務

ア　室内機フィルター、加湿器点検（２回/年）シーズンイン点検－２４９台

年間を通じて正常な稼働状態を維持するため、建築保全業務共通仕様書に基づき行ない、発注者の了解の上、実施する。また、異常等発見した場合は発注者に報告する。

(12)（港町キャンパスのみ）ガスヒートポンプ空調機定期保守点検業務

ア　室内機定期保守点検業務（２回/年）

（ア）直膨式エアハン点検　　１式

（イ）冷却水及びドレンフィルター　　１式

(13)（港町キャンパスのみ）加圧給水ポンプ定期保守点検業務（１回/年）

ア　定期保守点検機器

上水用加圧給水ポンプ　　１式

イ　定期保守点検仕様

（ア）定期保守点検階数　　１回/年

（イ）定期保守点検内容

常に正常に作動していることの確認をする。万一、機器が異常故障等の緊急時には直ちに出向いて、点検、応急措置等の処理を行う。

定期点検時は機器を年間通じて正常な稼働状態に維持するため、建築保全業務共通仕様書に基づき保守点検を定め、発注者の了解の上、点検を実施する。

(14) 自動ドア定期保守点検業務

ア　定期保守点検機器

（ア）港町キャンパス

a 両引分自動ドア－内外天井埋込起動スイッチ　　６ヶ所

b 片引自動ドア－内外天井埋込起動スイッチ　　５ヶ所

c 片引自動ドア－タッチスイッチ　　１ヶ所

（イ）記念館

a 両引分自動ドア－内外天井埋込起動スイッチ　　２ヶ所

b 片引自動ドア－内外天井埋込起動スイッチ　　４ヶ所

イ　定期保守点検仕様

（ア）定期保守点検回数（４回/年）

（イ）定期保守点検内容

常に正常に作動していることの確認をする。万一、機器の異常、故障等の緊急時に直ちに出向いて、点検、応急措置等の処置を行う。

定期点検時は次の点検、調整等を行う。

a 自動ドア本体（モニター、減速機、ベルト等）

b 本体取付部レール、吊車、ドアベルトチャンネル取付部

c 起動スイッチ作動状態、制御操作部作動状態

d 運転状態の総合調整

(15)（港町キャンパスのみ）小荷物専用昇降機定期保守点検業務

ア　定期保守点検機器

小荷物専用昇降機（フロアータイプ）　　１基

イ　定期保守点検仕様

（ア）定期保守点検回数（１２回/年）

（イ）定期保守点検内容

常に正常に作動していることの確認をする。万一、機器が異常、故障等の緊急時には直ちに出向いて点検応急措置等の処理を行う。

定期点検時は機器を年間通して、正常な稼働状態に維持するため、点検項目を作成し、発注者の了解の上、点検を実施する。また、点検時は安全管理に努め、点検を行う。

(16) 害虫調査業務

ア　一般的事項

調査実施にあたっては、事前に実施計画書を発注者に提出し、時期、場所、方法、調査周知、調査期間、結果確認、報告書作成等について協議し、承認後に調査を実施するものとする。

イ　調査業務内容

（ア）全館モニタリング　２回/年（1回あたり補足調査１８０ケ所　鼠族調査１８ヶ所）

（イ）発生源モニタリング　４回/年（1回あたり補足調査１３５ケ所　鼠族調査１０ヶ所）

4　委託期間

委託期間は、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日までとする。

○（別紙）公立大学法人福山市立大学　建物の概要

１　福山市立大学港町キャンパス

（１）福山市立大学港町キャンパス　施設配置全体図

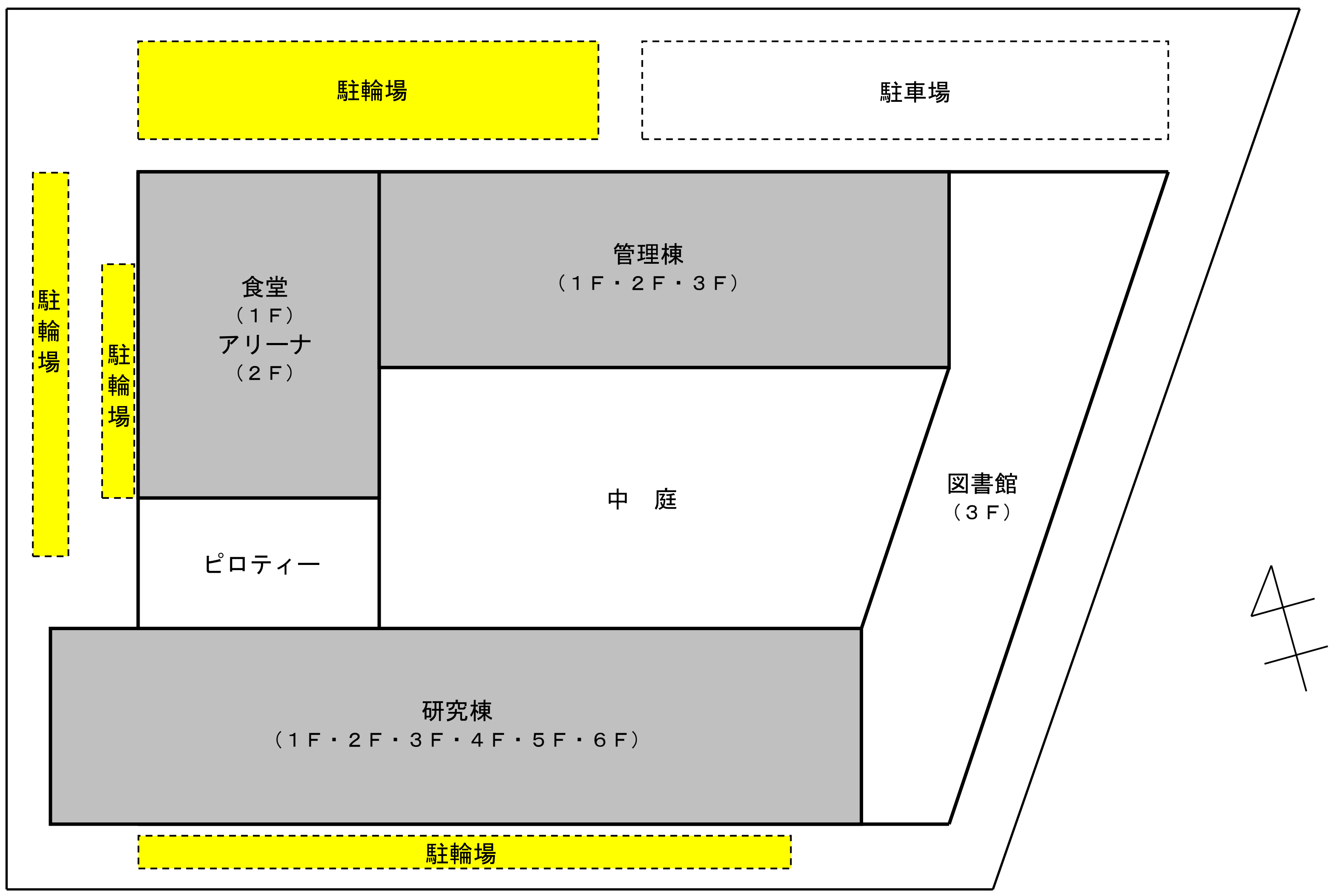

（２）福山市立大学港町キャンパス　１階配置図

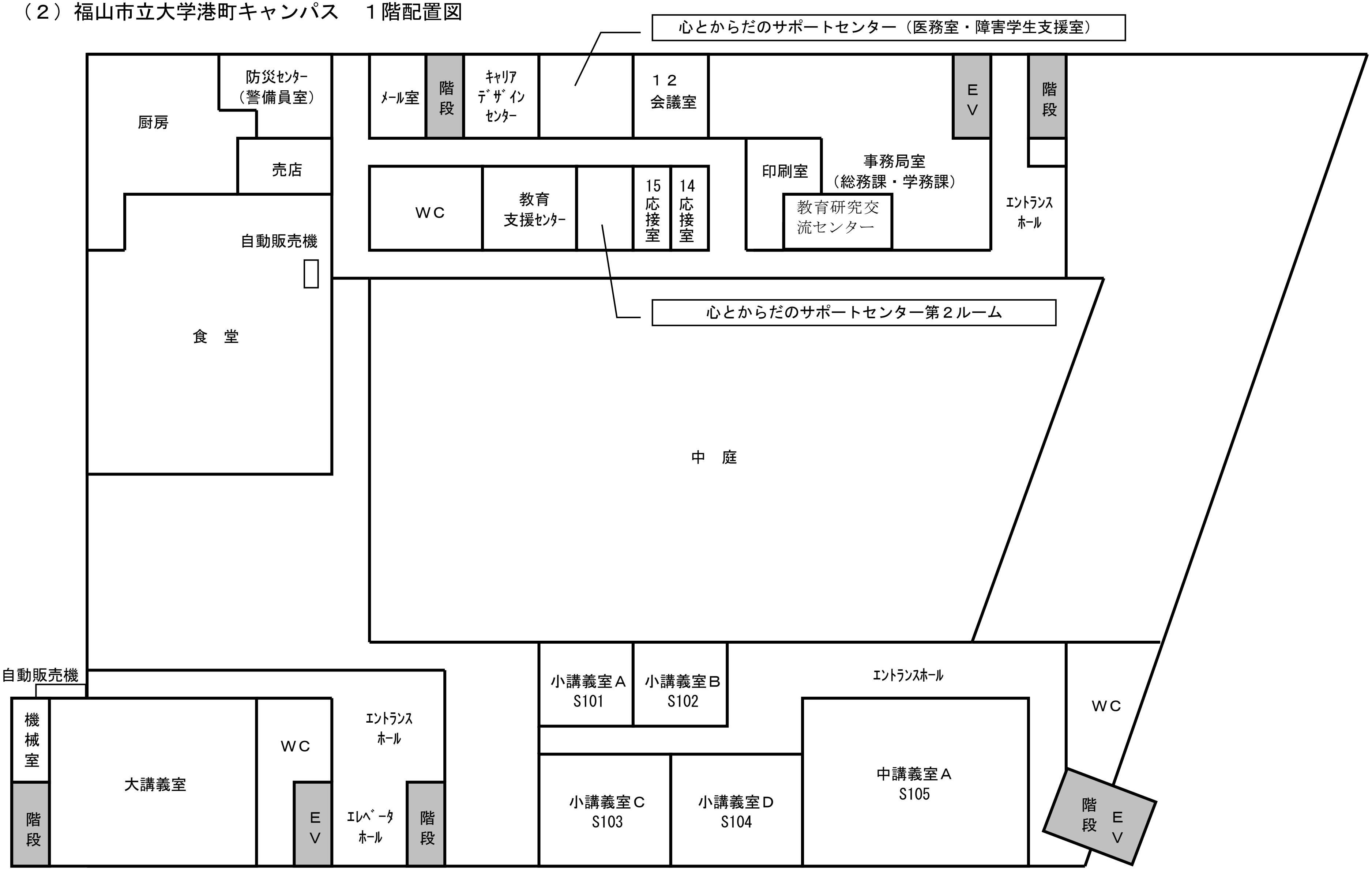

（３）福山市立大学港町キャンパス　２階配置図

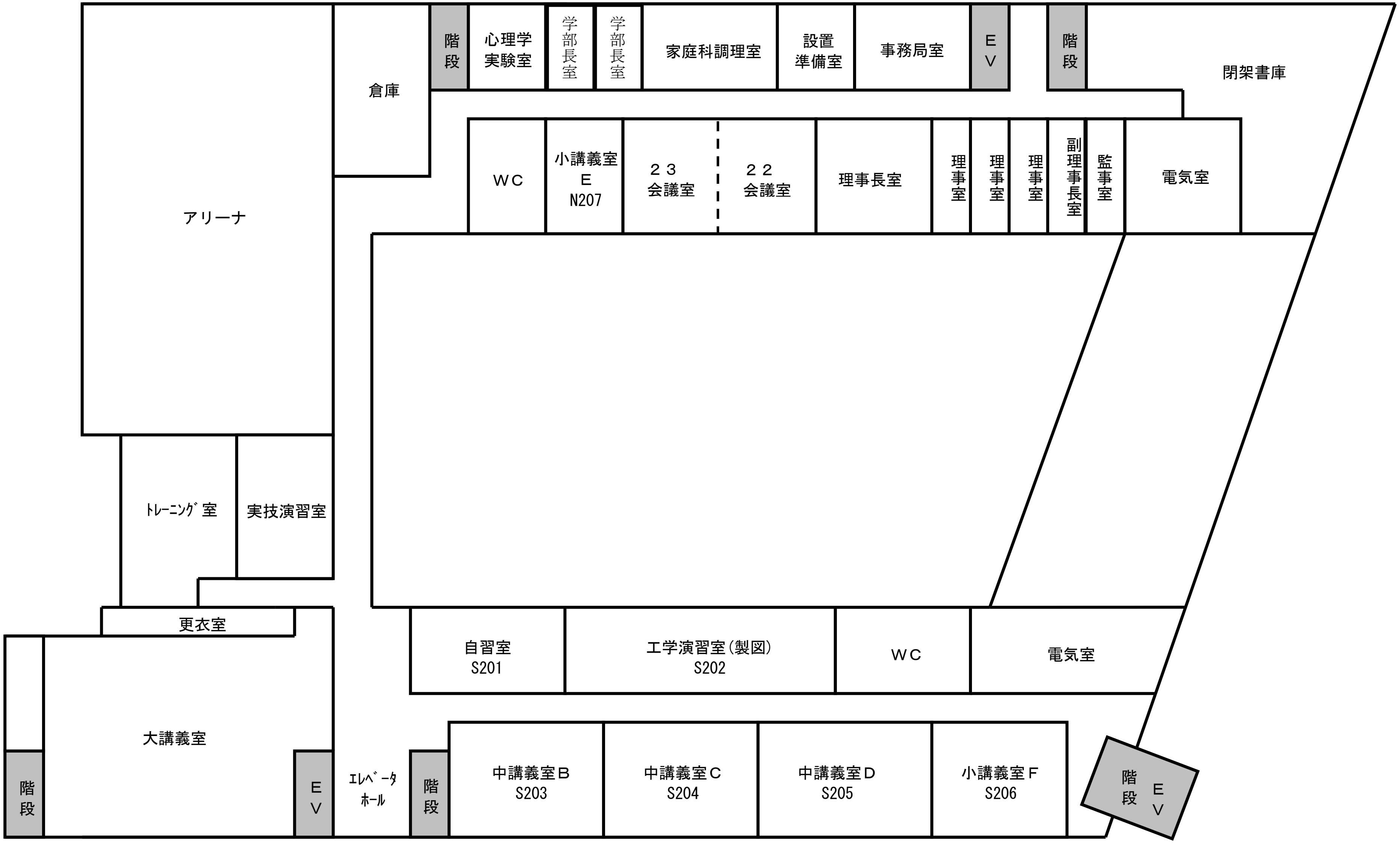

（４）福山市立大学港町キャンパス　３階配置図

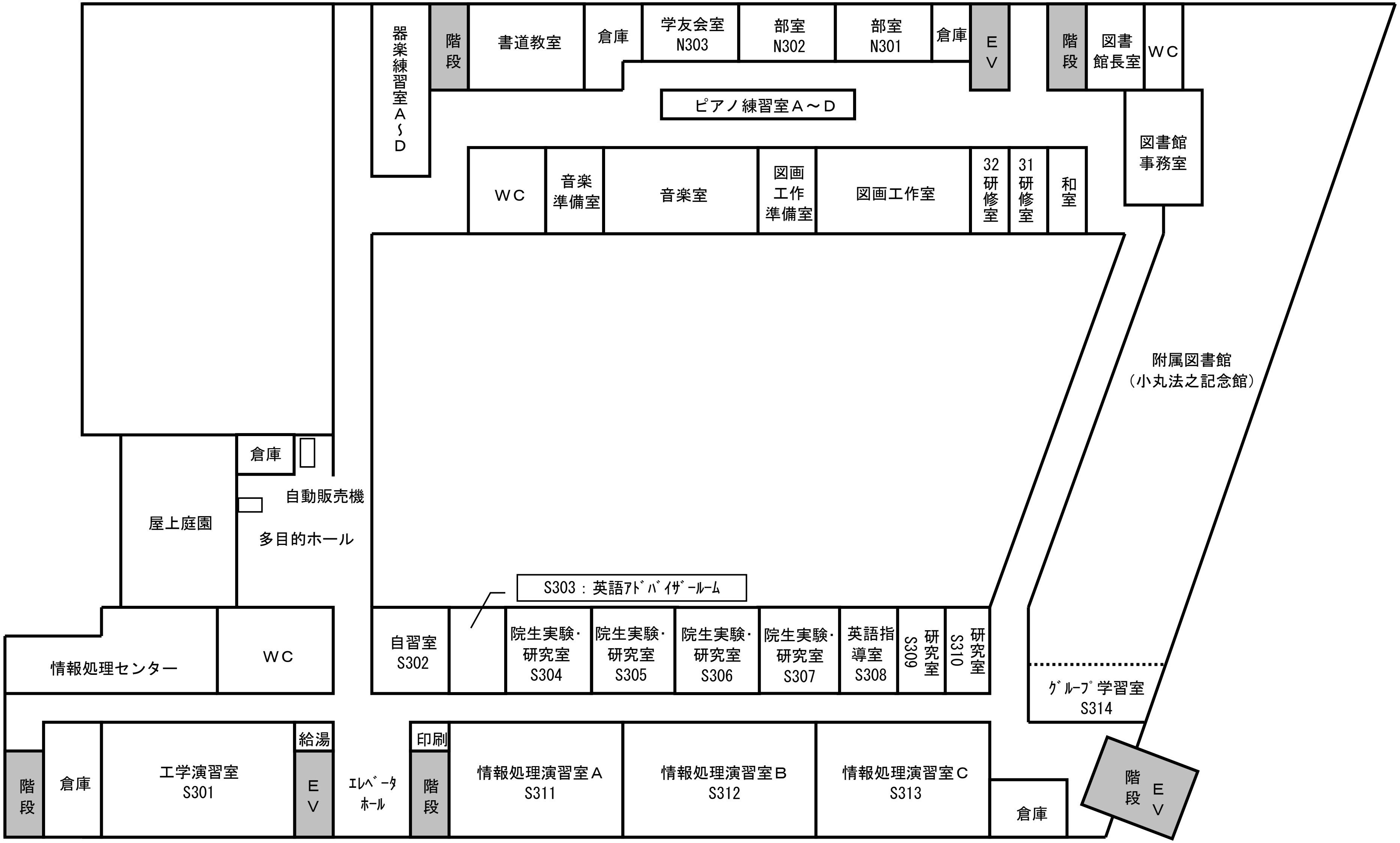

（５）福山市立大学港町キャンパス　４階配置図

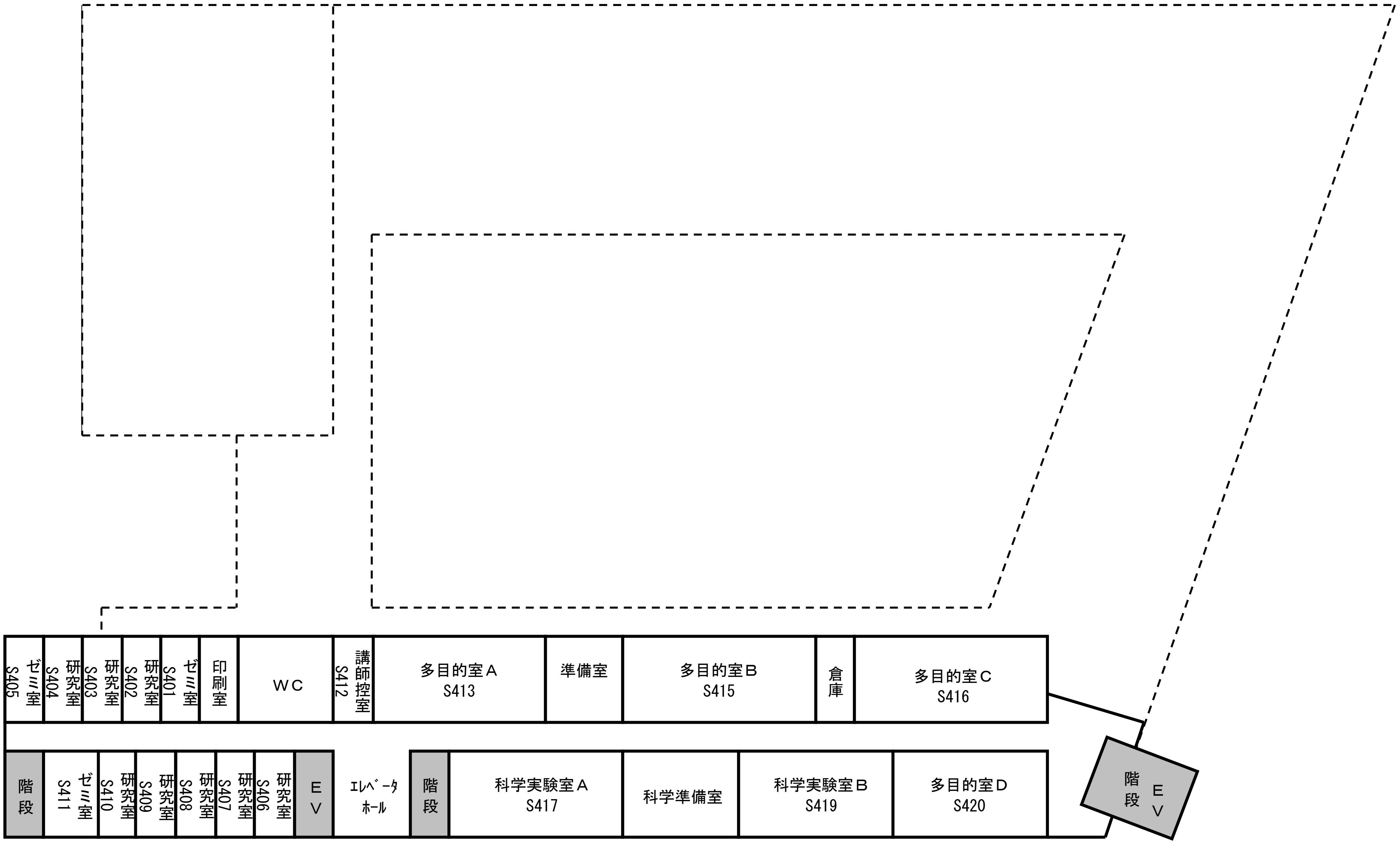

（6）福山市立大学港町キャンパス　５階配置図

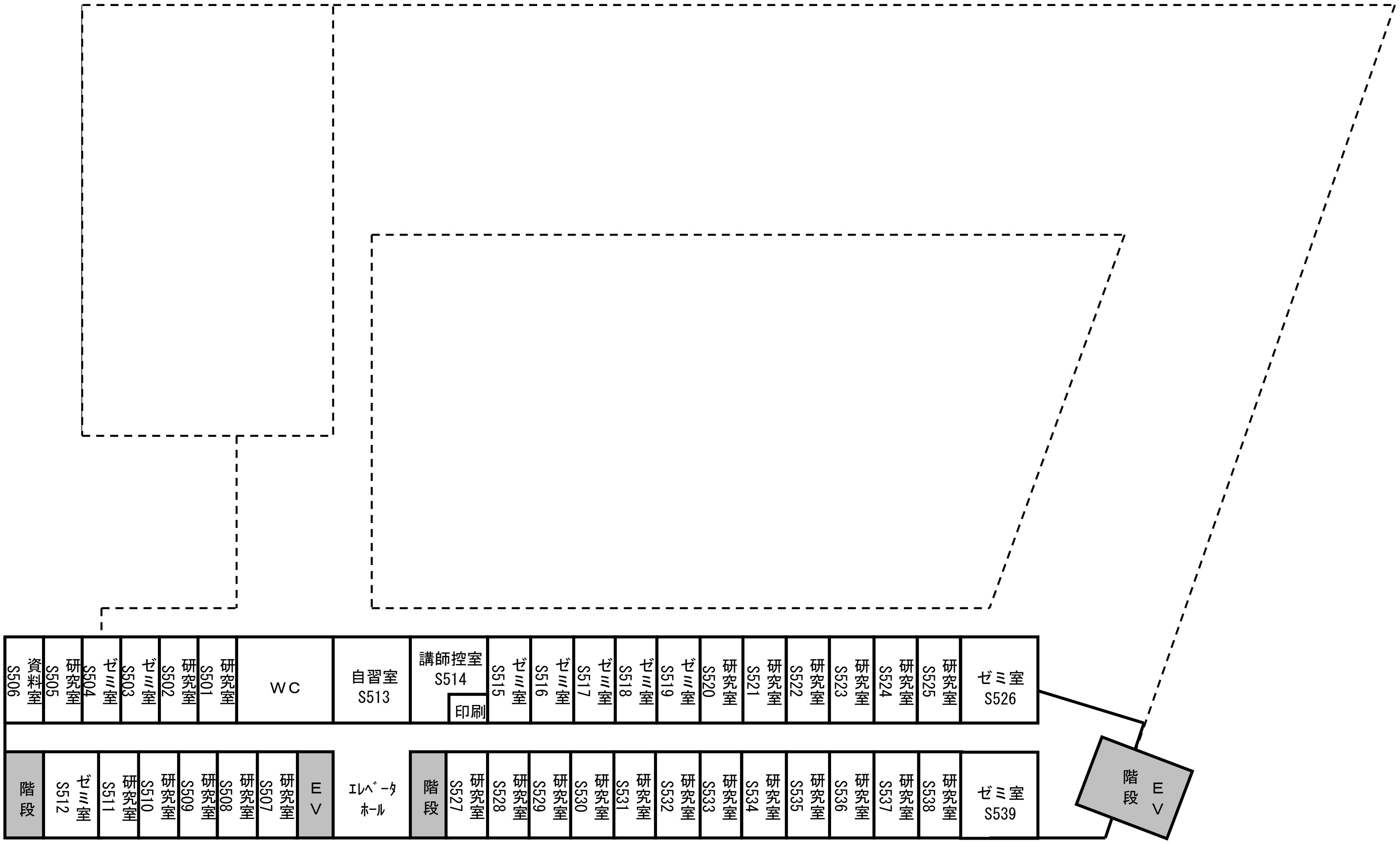

（７）福山市立大学港町キャンパス　６階配置図

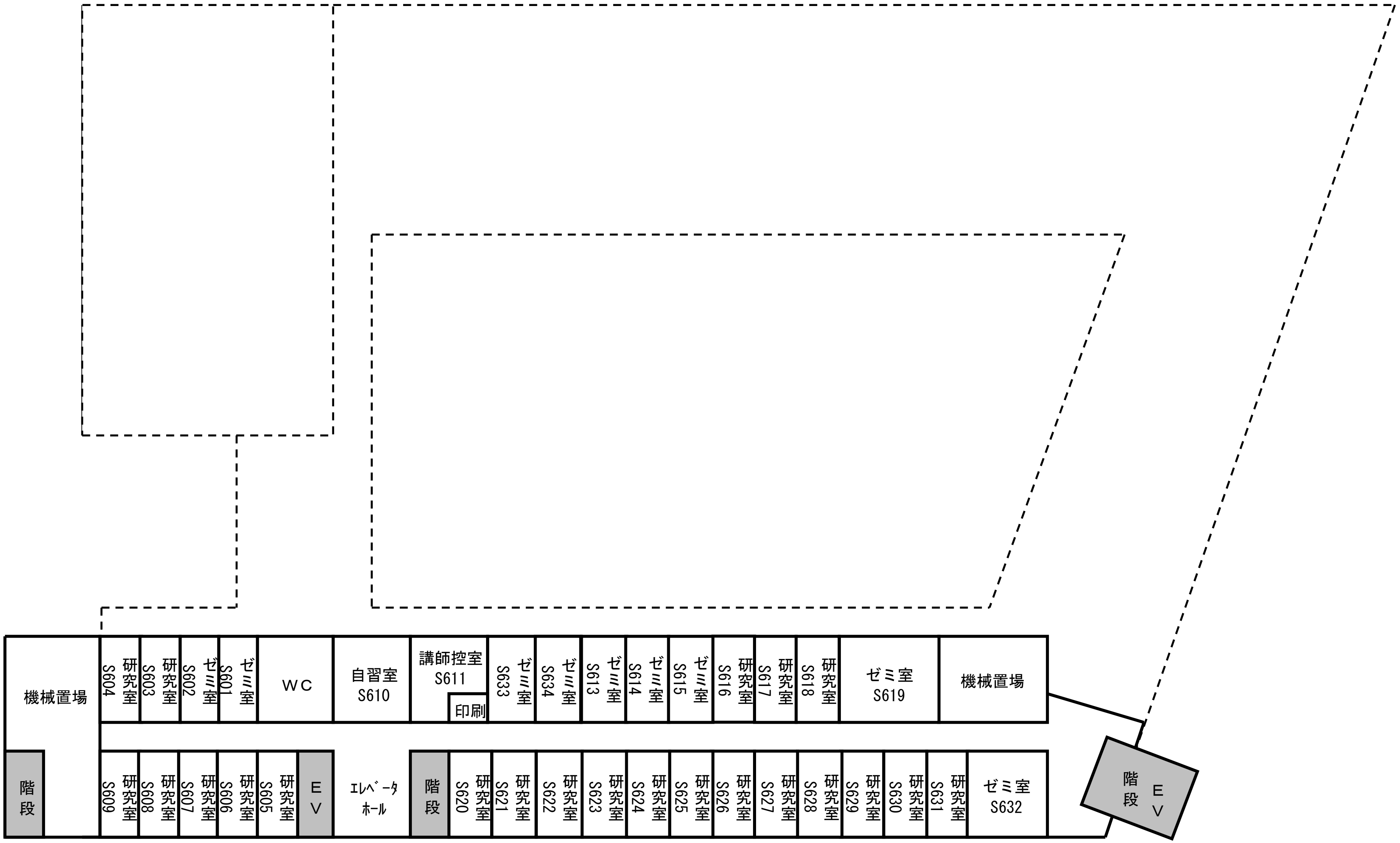

２　小松安弘記念館

（１）小松安弘記念館　施設配置全体図

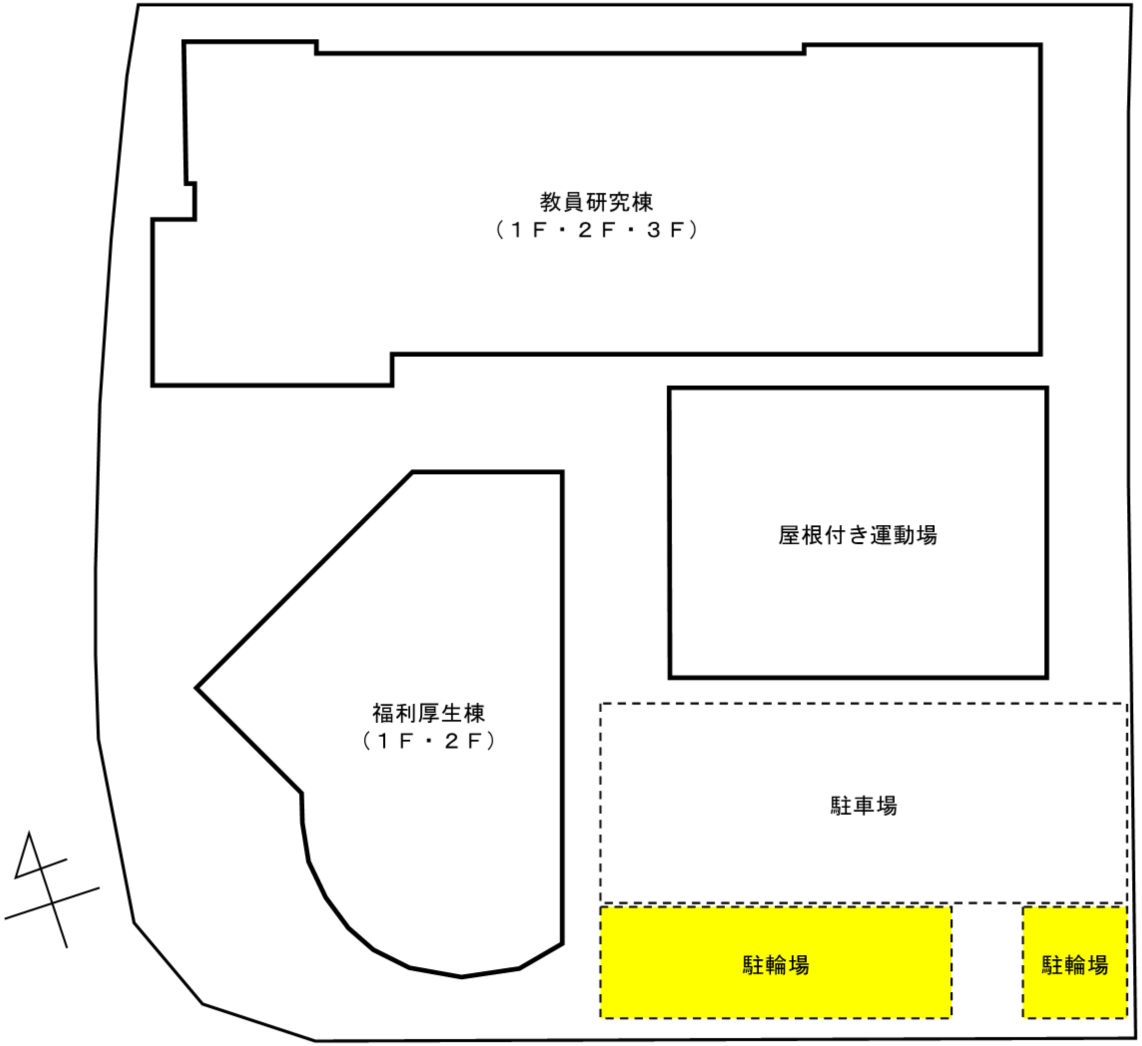

（２）小松安弘記念館　１階配置図

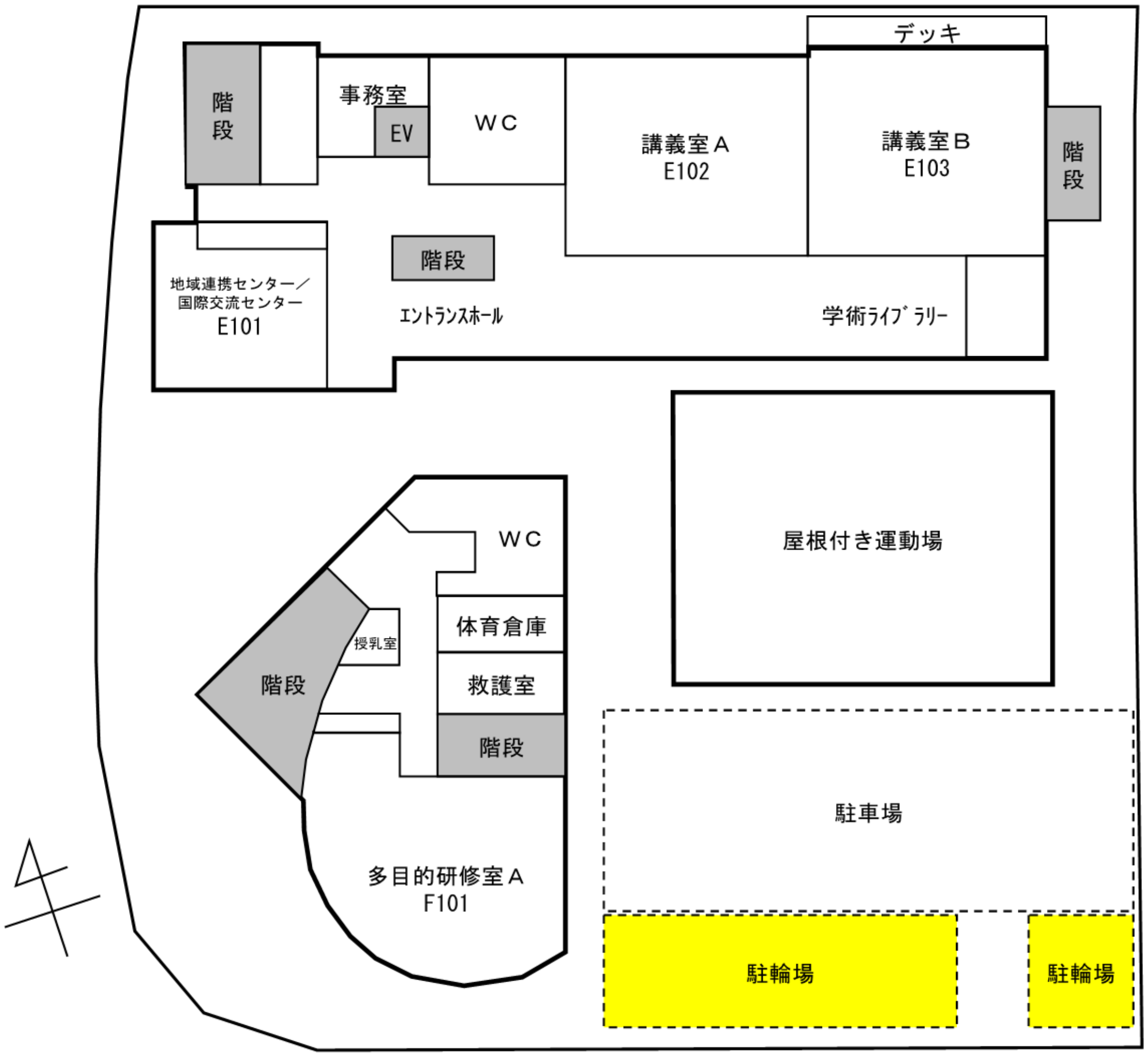

（３）小松安弘記念館　２階配置図

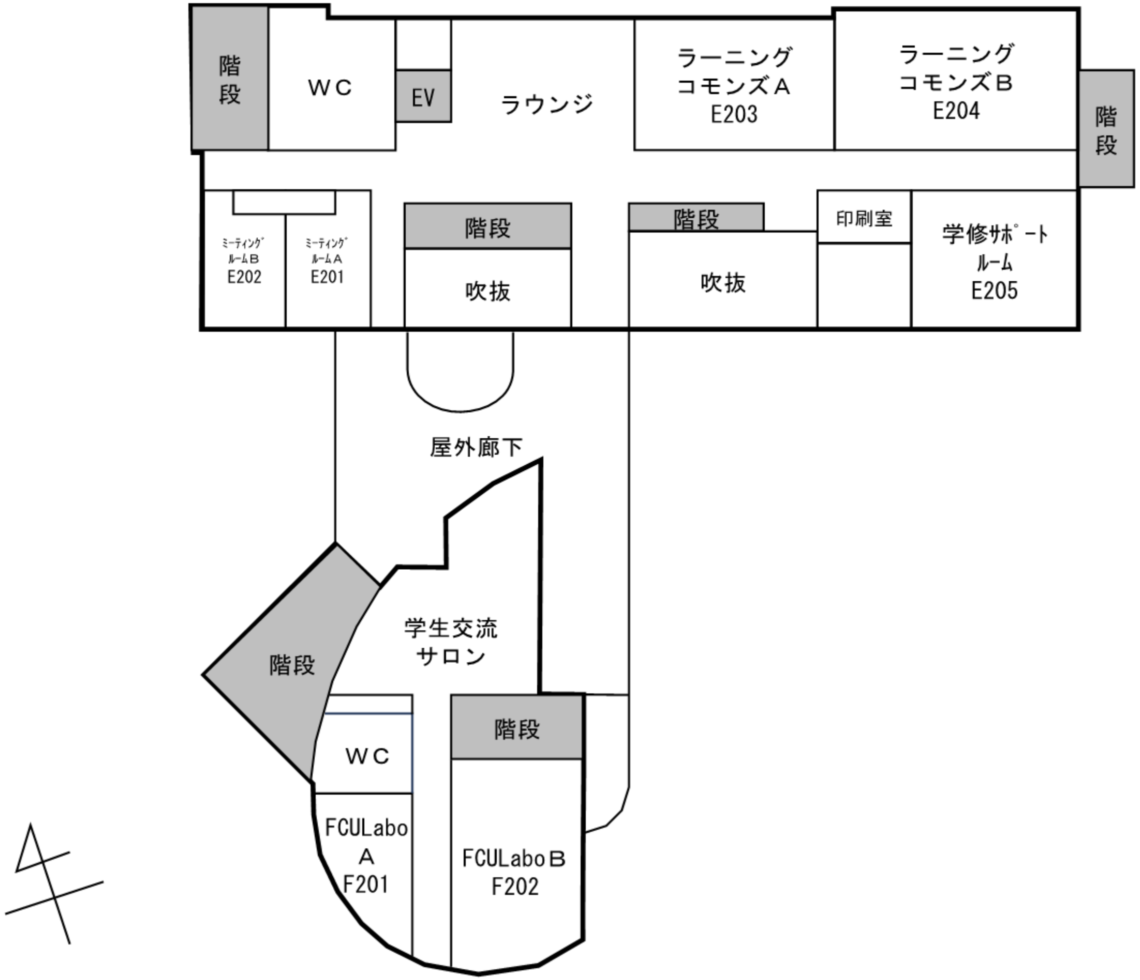

（４）小松安弘記念館　３階配置図

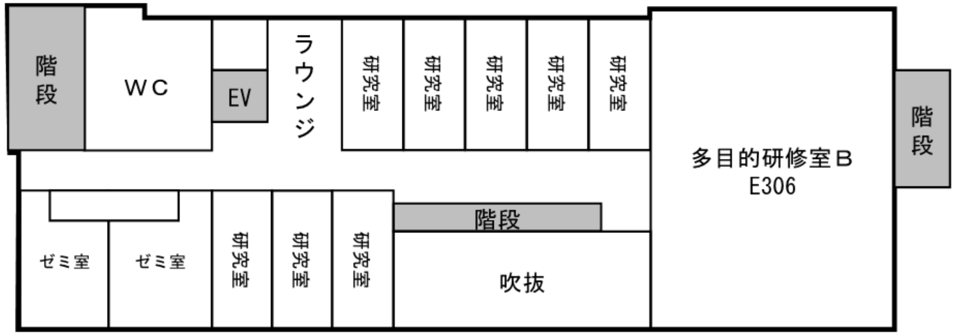

３　東側駐車場

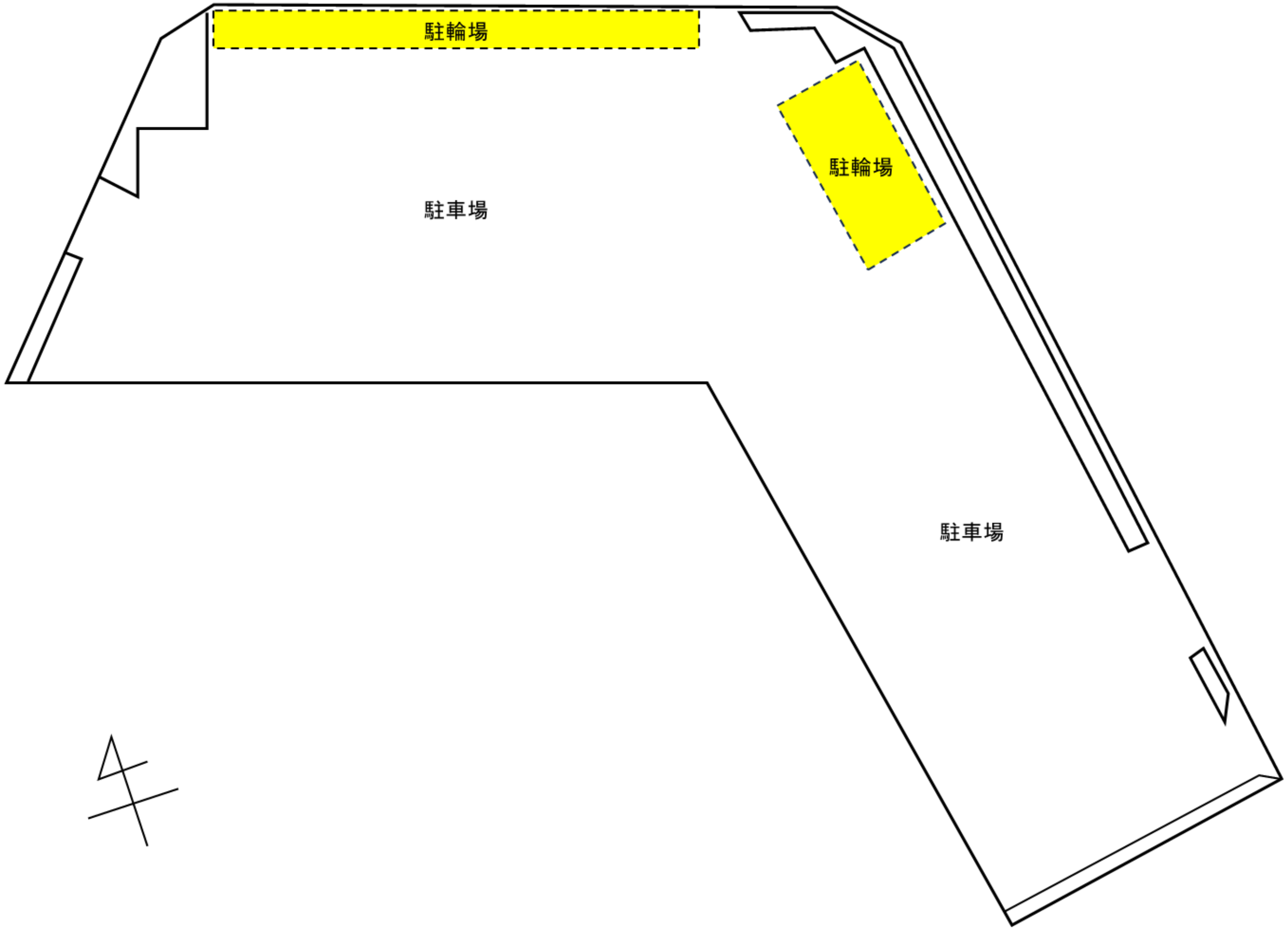

公立大学法人福山市立大学　設備機器の概要

港町キャンパス

○建物概要

・　場　所　：福山市港町二丁目 19 番 1 号
・　地域地区：近隣商業地域
・　防火地域：地域指定なし
・　日影規制：対象区域外
・　敷地面積：15,684.07 ㎡
・　建築面積：5,816.10 ㎡
・　延べ面積：18,451.25 ㎡
・　構造規模：鉄筋コンクリート造　一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造　6 階建
　　研究棟　地上 6 階
　　管理棟　地上 3 階（図書館含む）
　　体育館　地上 2 階
・　最高高さ：32.5m（研究棟塔屋部）
・　杭事業　：先端翼付き回転貫入鋼管杭（つばさ杭）大臣認定工法　計 337 本
　　：軸径　φ500、600　　先端翼径φ1,000～1,250
　　杭長　　L=11m～18.5m

・主要仕上

（外装）

外壁：磁器質タイル張り（45×95 角）、一部複層塗材仕上げ
窓　：アルミサッシ、中広場面：アルミカーテンウォール、フロート複層ガラス
屋根：アスファルト防水保護コンクリート押え
　　一部、溶融亜鉛アルミフッ素樹脂焼付鋼板葺き（体育館屋根）

（内装）

床　：磁器質タイル/ビニル床タイル/長尺塩ビシート
　　タイルカーペット/複合フローリング他
壁　：石膏ボード・コンクリート下地 EP 塗り/ビニルクロス
　　化粧ケイカル板/不燃柾目調有孔化粧ボード　他
天井：岩面吸音板/化粧石こうボード　他

・附属建物　　駐車場　　：341.69 ㎡
　　ごみ保管庫：12.50 ㎡
　　東屋　　　：9.00 ㎡

・（別敷地）附属施設　　大学駐車場（平面駐車場）

延べ面積　：2,827.95 ㎡

建築設備概要

1	小荷物昇降機	フロアータイプ（積載量：200 ㎏） （制御方法：インバータ制御方式）	1 基
2	自動ドア	両引分ドア（内外天井埋込起動スイッチ）	6 ヶ所
		片分ドア（内外天井埋込起動スイッチ）	5 ヶ所
		片分ドア（タッチスイッチ）	1 ヶ所
3	防火シャッター	手動巻上げ式	2 枚
		電動巻上げ式	2 枚
4	避難器具	垂直式救助袋	6 ヶ所
5	消火器	粉末消火器（10 型）	106 本
		粉末消火器（50 型）	2 本

○ 電気設備概要

1　高圧受電設備
　第 1 電気室　3φ3W　6.6kv　1,200KVA (屋内キュービクル)
　第 2 電気室　3φ3W　6.6kv　1,500KVA (屋内キュービクル)

2　直流電源装置
　第 1 電気室　MSE　50A
　第 2 電気室　MSE　50A

3　太陽光発電設備
　管理棟屋上　25.08KW
　アリーナ屋上　91.20KW

4　照明設備
　便所　人感センサー点灯
　事務局室　明るさセンサー減光
　階段室非常照明　人感センサー減光
　4～6 階廊下　人感センサー点灯
　共用部　中央制御

5　テレビ共調設備
　アンテナ（地上波デジタル UHF、BS、110°CS）　1 基
　ブースター　17 台

6　機械警備設備
　制御盤　30 地区　1 台

センサー　81 箇所

7　多目的トイレ呼出設備

トイレ呼出器　10 箇所

8　電気錠設備

操作盤　10 箇所用　1 面

電気錠　2 箇所

自動ドア連動　7 箇所

9　監視カメラ設備　エレベータ用モニター19 インチ　1 台

モニター21.5 インチ　1 台

屋外　8 箇所

屋内　7 箇所

エレベータ内　4 箇所

10　誘導灯等　125 台

11　非常放送設備（業務放送兼用）

アンプ　320W　1 台

260W　1 台

リモコンマイク　1 台

スピーカー　438 台

12　自動火災報知設備

GR 型複合受信機 1 台

光電アナログ式スポット型　38 個

光電アナログ式分離型　2 個

定温アナログ式スポット型　126 個

差動式スポット型　360 個

発信機 R 型　36 個

表示灯　48 個

13　電話設備

36 キーIP 電話機　21 台

24 キーアナログ停電 IP 電話機　　　　3 台
18 キーアナログ停電 IP 電話機　　　　126 台
単体電話機　　　　22 台
コードレス電話機　　　　2 台

14　インターホン設備

来客用　　親機（警備員室）　　1 台
玄関子機　　1 台
通用口子機　　1 台
保守用　　親機（警備員室）　　1 台
子機（電気室・機器室）　8 台

15　電気時計

水晶発信式親時計　　　　1 式
年間プログラムタイマ装置
チャイム装置
電波修正装置
長波アンテナ　　1 台
子時計　100 台

16　避雷設備

避雷突針　　3 本
棟上導体（笠木利用）

17　映像音響設備

講義室、実習室、演習室
（プロジェクター、ディスプレイ、ワイヤレスマイク設備
（PC、映像・音声再生機器、書画カメラの接続端子）

18　中央監視

自動火災報知設備、非常放送設備、監視カメラ設備、電気時計設備、照明制御、電力監視、機械警備設備、インターホン設備、トイレ呼出、警報設備、電気錠設備、誘導チャイム設備

○ 機械設備概要

A.　給排水衛生設備

1　給水方式
・上水　受水槽　FRP製複合板　2槽式　（1台）
有効容量32㎥

加圧給水ポンプユニット　推定末端圧力一定制御　（1組）
3台ローテーション・2台並列運動
80φ×65φ×1000L/min×50m

・雑用水　加圧給水ポンプユニット　推定末端圧力一定制御
（1組）
自動交互運転
32φ×100L/min×30m

塩素滅菌装置　タンク・ポンプ一体型　（1組）
容量　100L

2　排水方式　汚水・雑排水　自然流下方法
湧水　湧水排水ポンプによる機械式排水
→雑排水水中ポンプ　（4組）
自動交互運転型
40φ×100L/min×5m

3　放流先　汚水・雑排水　公共下水道に接続
（厨房排水はグリーストラップ（1台）を経て接続）
（図画工作室排水はプラスタートラップ（3台）を経て接続）
西側　接続径　200φ　（1箇所）
東側　接続径　150φ　（1箇所）
湧水　雨水枡に接続　（4箇所）

4　給湯設備　局所給湯方法（ガス、電気）
電気温水器　台下設置型（3台）
貯湯量　20L
電気温水器　台下設置型（2台）
貯湯量　25L
電気温水器　台下設置型（1台）
貯湯量　30L

ガス給湯器　パイプシャフト扉内設置形（1 台）
16 号
ガス給湯器　屋内壁掛型（強制排気形）（2 台）
32 号
ガス給湯器　屋外壁掛型（強制排気形）（2 台）
50 号
ガス給湯器　屋外自立型（1 組）
50 号×3 台ユニット（即湯タイプ）

5　消火設備　屋内消火栓設備　易操作性 1 号消火栓（埋込総合型）（17 台）
消火器組込タイプ
屋外消火栓設備　埋込総合型（SUS 製）　（5 台）
不活性ガス消火設備（パッケージ型窒素ガス消火設備）（1 台）
連結送水管設備　送水口ユニット自立型　（4 台）
口径　65φ×65φ×100φ
放水口（単口　埋込型）　（9 台）
口径　65φ
放水口（単口　露出型）　（1 台）
口径　65φ

6　衛生設備　和風大便器　C755VCU　（18 台）
（代表品番）　洋風大便器（男子便所）C480N、TCF581MR　（16 台）
洋風大便器（女子便所）C480N、TCF581WR　（53 台）
洋風大便器（多目的便所）　CFS802　（10 台）
幼児用大便器　CS300B　（1 台）
幼児用大便器　CS310B　（2 台）
擬音装置　YES313　（9 台）
小便器　UFS800CF　（46 台）
洗面器　L210CM、TLS11　（3 台）
洗面器　L210CM、TEN47AN　（6 台）
洗面器　LS910CRV1　（1 台）
洗面器　L270DM　（10 台）
カウンター式洗面器　L582CMS、TLNW31A　（7 台）
カウンター式洗面器　L582CMS、TEN41AX　（70 台）
掃除用流し　SK22A、T37SEP（11 台）

SK22A、T37PE　(1台)

オストメイトパック　UAS64LDWB　(6台)

汚物流し　SK35　(1台)

洗濯流し　SK38R、T20B　(1台)

実験流し　SK73R　(1台)

幼児用バス　PFS1400CM　(1台)

緊急シャワー　TB18ERX　(2台)

洗濯機用緊急止水栓付横水栓　TW11R　(1台)

洗濯流し　SK38R、T130ARQ13C　(1台)

横型自在水栓　T130AR13C　(1台)

横型自在水栓　T131S13V109N　(1台)

横水栓　T26NH13　(2台)

レバーハンドル自在水栓　T136S13V50C　(8台)

レバーハンドル自在水栓　T130ARQ13C　(12台)

泡沫自在水栓　TK605#54R　(2台)

ホーム水栓　T200SNR13　(9台)

散水栓　T27NH13

(鍵付SUS製ボックス共)　(8台)

散水栓（キー式）　T27CNH13

(鍵付SUS製ボックス共)　(13台)

水栓柱　70□×1500H（SUS製）　(2台)

洗濯パン　PWF802CFSB　(1台)

PWP740W　(1台)

カウンター一体型洗面器　AM-90、KF-24B　(2台)

（建築工事）

ウォータークーラー　P8AC（ステンレス）　(2台)

7　厨房設備

エレファントシェルフ　N-TES-19-6118C　(1台)

エレファントシェルフ　N-TES-19-6115C　(1台)

検食用冷凍庫　HF-63XT－KS　(1台)

冷凍庫　HF-120NA3　(1台)

冷蔵庫　HR-120X3　(2台)

二槽シンク　(1台)

作業台　(2台)

二槽シンク　(1台)
テーブル形冷蔵庫　RT-150SNE-R　(2台)
二段棚　(2台)
包丁・まな板消毒保管機　HENS-5　(1台)
スチームコンベクションオーブン　(1台)
ガス回転釜　GHSL-28　(1台)
エレファントシェルフ　N-TES-19-6112C　(1台)
脇台　(2台)
デラックスフライヤー　(2台)
ガステーブル　(1台)
テーブル形冷蔵庫　RT-120SDE　(1台)
二槽シンク　(1台)
水圧洗米機　RWO-48A　(1台)
ガス立体炊飯器　(1台)
エレファントシェルフ　N-TES-19-6176C　(1台)
電気式熱風消毒保管庫（片面式）　(1台)
エレファント SU カート　(3台)
電気温蔵庫　(1台)
冷蔵庫　HR-120CXT　(1台)
冷蔵ショーケース　(1台)
電気ウォーマーテーブル　(3台)
スニーズガード　(1台)
プレートディスペンサー　JS-104　(2台)
ライス・スープユニット　(1台)
電気スープウォーマーカート　SWC-550S　(1台)
スニーズガード　(1台)
グラスディスペンサー　(6台)
電気ウォーマーテーブル　(2台)
スニーズガード　(1台)
サービステーブル　(1台)
スニーズガード　(1台)
テーブル形冷蔵庫　RT-120SDE　(1台)
脇台　(2台)
スープレンジ　(1台)
ガスゆで麺器　(2台)
一槽シンク　(1台)

冷蔵コールドテーブル　RT-120SNE-R　(1 台)
吊戸棚　(1 台)
製氷機　IM-65TL01　(1 台)
電子保温ジャー　(4 台)
トレイディスペンサー　(3 台)
ビュッフェノーマルユニット　NBU-1500N　(1 台)
ビュッフェコールドユニット　NBU-1500C　(1 台)
サービステーブル　(2 台)
ティーサーバー　(2 台)
トレイディスペンサー　(2 台)
ダストボックスカート　(1 台)
移動シンク　(2 台)
水切付二槽シンク　(1 台)
電気式熱風消毒保管庫（片面式）　(1 台)
かきあげ洗浄機　(1 台)
水切台　(1 台)
移動水切台　(2 台)
電気式熱風消毒保管庫（片面式）　(1 台)
サービステーブル　(1 台)
スニーズガード　(2 台)
テーブル　(2 台)
キャビネットテーブル　(1 台)
スニーズガード　(2 台)
食器ディスペンサー　(5 台)
電気式熱風消毒保管庫（片面式）　(1 台)
戸棚　(1 台)
グラス移動ラック　(1 台)

8　都市ガス設備

都市ガス（低圧　13A）

マイコンメータ	100 号	（貸付）	大学・空調用	(1 台)
マイコンメータ	65 号	（貸付）	大学・一般用	(1 台)
マイコンメータ	40 号	（貸付）	厨房・一般用	(1 台)
マイコンメータ	10 号	（貸付）	厨房・空調用	(1 台)

B.　空気調和設備

1　空気調和方式等

空気調和（パッケージ方式）

2　主要熱源機器

ガスヒートポンプ式（GHP）　エアコン（ビル用マルチ）

（三洋電機、ハイパワーエクセル）室外機（GACP-1～GACP-24）　（37 台）

室内機　（250 台）

※講義室、事務室等の共用部分

ガスヒートポンプ式（GHP）　空調機（床置ダクト型、全熱交換機組込）

（三菱重工）　室外機（AHU-1）　（2 台）

室内機　（1 組）

※大講義室

電気ヒートポンプ式（EHP）　エアコン（個別パッケージ）

（三菱電機）　室外機（ACP-1、ACP-14）（112 台）

室内機（ツイン同時　1 組）（113 台）

※研究室、ゼミ室、コンビニ等の個別利用部分）

3　換気設備

第 1 種換気（給排気）　給気ファン（排気ファン連動）（20 組）

全熱交換器　（246 台）

第 3 種換気（排気）　排気ファン　（126 台）

4　自動制御設備

ファン発停制御　(1)　電気室(1)、(2)　（2 組）

ファン発停制御　(2)　受水槽室　（2 組）

漏水警報監視(1)　サーバー室　（1 組）

漏水警報監視(2)　稀コウ書架　（1 組）

受水槽周り制御　（1 組）

雑用水槽兼防火水槽制御　（1 組）

C.昇降機設備

1 号機　用途　乗用兼車椅子用　（機械室レスエレベータ）

制御方法　交流インバータ制御方式

積載量　1,000kg

定員　15 名

定格速度　45m/min

停止箇所　3 停止（1～3 階）

出入口　幅 900mm×高さ 2,100mm

かご室　　　　間口 1,600mm×奥行 1,500mm×高さ 2,300mm
防犯カメラ　　あり

2号機　　用途　　乗用（展望用）　（機械室レスエレベータ）
制御方法　　交流インバータ制御方式
積載量　　750kg
定員　　11名
定格速度　　60m/min
停止箇所　　6停止（1～6階）
出入口　　幅 900mm×高さ 2,100mm
かご室　　間口 1,400mm×奥行 1,350mm×高さ 2,350mm
防犯カメラ　　あり

3号機　　用途　　乗用
（機械室レスエレベータ）　制御方法　　交流インバータ制御方式
操作方法　　2台群乗合全自動方式
積載量　　750kg
定員　　11名
定格速度　　60m/min
停止箇所　　6停止（1～6階）
出入口　　幅　900mm×高さ　2,100mm
かご室　　間口 1,400mm×奥行 1,350mm×高さ 2,350mm
防犯カメラ　あり

4号機　　用途　　乗用兼車椅子用
（機械室レスエレベータ）　制御方法 交流インバータ制御方式
操作方法　　2台群乗合全自動方式
積載量　　1,750kg
定員　　26名
定格速度　　60m/min
停止箇所　　6停止（1～6階）
出入口 幅　　900mm×高さ 2,100mm
かご室 間口　　1,500mm×奥行 2,500mm×高さ 2,350mm
防犯カメラ　　あり

小松安弘記念館

〇建物概要

・　場　所　: 福山市東川口町一丁目 1 番 33 号

・　地域地区 : 工業地域

・　防火地域 : 地域指定なし

・　日影規制 : 対象区域外

・　敷地面積 : 3,519.29 ㎡

・　建築面積 : 1,932.96 ㎡

・　延べ面積 : 3,897.75 ㎡

・　構造規模 : 鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　3 階建
　　教育研究棟　地上 3 階（RC 造）
　　福利厚生棟　地上 3 階（RC 造）
　　屋根付き運動場　地上 1 階（S 造）
　　駐車場　地上 1 階（S 造）

・　最高高さ : 13.85m（教育研究棟）

・　杭事業　:

（本体建物）

プレボーリング拡大根固め工法(Smart-MAGNUM 工法)大臣認定工法　計 41 本

杭径　軸部φ700、600 拡底部φ900~650（上部 : SC 杭、中杭 : PHC 杭、下杭 : ST 杭）

杭長　23.0m

（屋根付き運動場）

先端羽根付き鋼管杭　スクリューパイル EAZET 工法　計 16 本

軸径　φ216.3　先端羽根径φ470.0

杭長　18.0m

・主要仕上

（外装）

外壁 : 磁器質タイル張り、防水型複層塗材 E、コンクリート打放し 水性アクリルシリコン系塗料　他

窓　: アルミサッシ、アルミカーテンウォール、複層ガラス

屋根 : 塩ビ系シート防水、ウレタン系塗膜防水

（内装）

床　: ビニル床タイル、ビニル床シート、複合フローリング

壁　: 石膏ボード・コンクリート下地 EP-G 塗り、ビニルクロス、化粧ケイカル板

天井 : ロックウール化粧吸音板、化粧石こう吸音ボード 化粧石こうボード、木

ルーバー、木羽目板張り

・附属建物　　　　　　　屋根付き運動場：444.94 ㎡

駐車場　　　　　：48.18 ㎡

建築設備概要

1	自動ドア	両引分ドア（内外天井埋込起動スイッチ）	2ヶ所
		片分ドア（内外天井埋込起動スイッチ）	4ヶ所
2	防火シャッター	電動巻上げ式	8枚
		鋼製ドア	10枚
3	防火戸	軽量鋼製ハンガードア	2枚
4	消火器	粉末消火器（ABC加圧式10型）	17本

○ 電気設備概要

1　高圧受電設備　　3φ3W　6.6kv　500KVA（屋上キュービクル）

2　太陽光発電設備　　教育棟屋上　8.8KW

3　照明設備　　便所　人感センサー点灯

階段室非常明　人感センサー減光、人感センサー点灯

階廊下　人感センサー点灯

共用部　中央制御、人感センサー点灯

4　機械警備設備

制御盤　2台

副制御盤　1台

センサー　29箇所

5　多目的トイレ呼出設備

トイレ呼出器　5箇所

6　電気錠設備

操作盤

電気錠　4箇所

自動ドア連動　2箇所

7　監視カメラ設備　　屋外　4箇所

屋内　13箇所

8　誘導灯等　23台

9　業務放送設備

アンプ　160W　1台

スピーカー　60台

10　自動火災報知設備

P型複合受信機　1台

副受信機（50 回線）　1 台
光電アナログ式スポット型　14 個
定温アナログ式スポット型　8 個
差動式スポット型　86 個
発信機 R 型　　8 個
表示灯　8 個

12　電気時計
長波アンテナ　　1 台
中継器　8 台

13　音響設備
講義室
音響設備の接続端子 1 か所
スピーカー　8 台

14　誘導チャイム
誘導チャイム　　1 台
スピーカー　　　1 台

15　警報設備
受変電設備、自動火災報知設備、電力監視、機械警備設備、トイレ呼出、空調設備（集中リモコン盤）

○ 機械設備概要

A.　給排水衛生設備

1　給水方式　　直圧給水
2　排水方式　　汚水・雑排水　　　自然流下方法
湧水　　　湧水排水ポンプによる機械式排水
→雑排水水中ポンプ　　　　　　　　　（3 組）
自動交互運転型
40φ×50L/min×3m
3　放流先　　　汚水・雑排水　　公共下水道に接続
南側　接続径　150φ　　　　　　　　（1 箇所）
湧水　汚水雑用水枡に接続　　　　　　（3 箇所）
4　給湯設備　　局所給湯方法（電気）
電気温水器　台下設置型（7 台）
貯湯量　25L
5　消火設備　　屋内消火栓設備 易操作性 1 号消火栓（埋込総合型）(8 台)
消火器組込タイプ

6　衛生設備

（代表品番）　洋風大便器（ふた付き）　　(25 台)

洋風大便器（ふたなし）　　(4 台)

小便器（自動洗浄）　　(11 台)

洗面器（自動水栓）　　(17、9 台)

掃除用流し　　(5 台)

オストメイトパック　　(3 台)

混合水栓　　(6 台)

単水栓　　(1 台)

カウンター一体型洗面器　AM-90、KF-24B　　(2 台)

B.　空気調和設備

1　空気調和方式等

空気調和（パッケージ方式）

2　主要熱源機器

電気ヒートポンプ式（EHP）　エアコン（個別パッケージ）

室外機　　(22 台)

室内機　　(66 台)

3　換気設備

第 1 種換気（給排気）　全熱交換器　　(38 台)

第 3 種換気（排気）　排気ファン　　(25 台)

C.昇降機設備

1 号機　用途　乗用兼車椅子用　（機械室レスエレベータ）

制御方法	交流インバータ制御方式
積載量	900kg
定員	13 名
定格速度	45m/min
停止箇所	3 停止（1～3 階）
出入口	幅 900mm×高さ 2,100mm
かご室	間口 1,600mm×奥行 1,350mm×高さ 2,300mm